

令和6年8月29日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
自見 はなこ 様
財務大臣 鈴木 俊一 様

特定非営利活動法人消費者スマイル基金
（消費者団体訴訟等支援法人）

理事長 河野 康子

住所 東京都千代田区六番町15

主婦会館プラザエフ6階

電話 03-5216-7767

地方消費者行政に対する財政措置（交付金等）の継続・拡充を求める要望書

当基金は、（特定）適格消費者団体等の活動を助成するとともに、消費者団体訴訟等支援法人として業務支援を行っております。後述するように、（特定）適格消費者団体は、所在する都道府県の消費者行政と連携して、消費者被害の拡大防止と回復に尽くしています。そのような活動を身近に見ている立場からしても、消費者被害の防止と救済のために地方消費者行政に対する財政措置の継続・拡充の必要性を痛感しており、本要望書を提出する次第です。

さて、消費者の被害及びトラブルの金額は令和5年1年間だけで約8.8兆円とされています。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制の確保をはじめ地方消費者行政の継続・強化が非常に重要です。

しかしながら、地方消費者行政に対する国の財政措置は、地方消費者行政強化交付金制度導入前の平成29年度に比べて年々減額されています。さらに、平成26年度に定められた活用期限の制度により、活用期限を迎えた地方消費者行政強化交付金（推進事業分）は終了となります。そのため、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）を消費生活相談員の人件費に活用している自治体では、今後、令和6年度末に約100自治体、令和7年度末には約220自治体が活用期限を迎えます。一方の地方消費者行政強化交付金（強化事業分）は基本単年度の取組が対象で前年度と同じ内容の事業は採択されない等の制限により、相談窓口の運営費や相談員の人件費などの継続的な費用には活用することができません。

地方公共団体の財政状況が大変厳しい中、このままでは、地方公共団体は消費生活相談員の減員や相談日数の削減等に追い込まれる恐れが大きく、それにより地方消費者行政が後退し、国民の安全・安心な生活が脅かされることが懸念されます。

そもそも、地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が住民からの消費生活相談に対応するとともに、消費者の啓発・教育の推進等、消費者行政を確実に実施していくことが非常に重要になります。

しかし、現在の国の財政措置に対する後ろ向きな姿勢は、地方公共団体による消費者行政の衰退を招き、消費生活相談員の削減にもつながる恐れが大きいです。縮小（衰退）する分野への参入者減少は市場が示しているところですが、消費生活相談員の高齢化が言われている中、ますます、人材不足も加速すると思われます。

また、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の終了は、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護することを目的として差止請求権を行使するため、必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体の活動にも大きな影響を与えます。

適格消費者団体は、地方公共団体と協力をして、地方消費者行政の充実に貢献をしています。適格消費者団体においては、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）を活用した地方公共団体からの委託事業を受託する等により地方消費者行政との連携を深化させており、それは、国から明確な財政支援がない適格消費者団体にとっては重要な収入源の一つにもなっています。

適格消費者団体が今後も地方公共団体との連携が維持できるよう、地方公共団体の財源を確保する必要がありますが、地方消費者行政強化交付金（強化事業分）は継続事業での活用が困難であるとともに、財政状況の厳しい地方公共団体にとっては、一般財源の措置が基本必要であるという点からも活用に困難が生じています。

従って、適格消費者団体が地方公共団体と連携を維持し、更に深めることができるよう、地方公共団体の財政的な負担が発生せず、かつ必要な地方消費者行政を継続して実施することができるような財源の確保が不可欠です。

また、適格消費者団体が担っている差止請求関係業務は、その業務で収益を得ることを禁じられており、各団体は、会費・寄附金を中心に、地方公共団体からの受託事業を受け、ぎりぎりの財政を維持しています。当基金は、このような実情に危機感を持ち、いくばくかの助成を適格消費者団体等に行っています。そのような立場からみても、地方消費者行政交付金が維持、拡充されなければ、適格消費者団体の活動に深刻な影響を与えることは明らかです。

よって、消費者被害を防止・救済し、国民生活の安定を担保するため、次のことを要望

します。

記

1 地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の活用期限措置を撤廃するとともに、消費生活相談員配置、適格消費者団体活動支援、消費者教育・啓発の実施等、地方公共団体が消費者行政を推進するために必要な額の予算措置を継続的に行うこと。

2 地方消費者行政が行っている事務のうち、消費生活相談情報の登録事務、重大事故情報の通知事務、法令違反業者への行政処分事務、適格消費者団体への支援事務等は、国と地方公共団体相互に利害関係がある事務であることから、国において、地方財政法第10条の改正を行う等により、恒久的な相当額の財源措置を検討すること。

以上